

平成 22 年 6 月 22 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2008～2009

課題番号：20820047

研究課題名（和文）

イギリス文化政策における教育の位置づけに関する研究 1970 年代の改革を中心に

研究課題名（英文）

Education in British Cultural Policy: Reformation in 1970s

研究代表者

新藤 浩伸（SHINDO HIRONOBU）

東京音楽大学音楽学部音楽学科音楽教育専攻専任講師

研究者番号：70460269

研究成果の概要（和文）：本研究は、1970 年代イギリスを中心に、成人教育における芸術の位置づけ、アーツ・カウンシル教育部門、コミュニティ・アート運動、アーツセンターの設立経緯および運営内容、という主題を明らかにした。その結果、文化政策および生涯学習・社会教育政策の充実、民間非営利の学習文化活動の支援、地域社会における公共文化施設の持つ意味など、豊かな市民社会を形成する政策的・実践的基盤に関する国際的な視野を獲得することができた。

研究成果の概要（英文）：This research focused mainly on the United Kingdom in 1970s and tried to clarify the following issues; 1. Arts activities in adult education 2. Education Unit in Arts Council of Great Britain 3. Community arts movement 4. History and running system of arts centres. Through the research the international comparative perspective was achieved on such themes as cultural policies and lifelong learning policies, non-profit learning/cultural activities, arts centres in local community, all of which are indispensable for building affluent civil society.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,020,000 円	306,000 円	1,326,000 円
2009年度	920,000 円	276,000 円	1,196,000 円
総計	1,940,000 円	582,000 円	2,522,000 円

研究分野：生涯学習・社会教育、文化政策

科研費の分科・細目：芸術学・芸術史・芸術一般

キーワード：文化政策、生涯学習、社会教育、成人教育、イギリス、アーツ・マネジメント、カルチュラル・スタディーズ、文化会館

1. 研究開始当初の背景

（1）本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

1970 年代以降、政策領域としての文化行政が各自治体で注目を集め、1990 年代以降の文

化政策・アーツ・マネジメント研究の進展などにみられるように、国と自治体の文化行政を推進する研究の蓄積もみられている。教育学研究においても、佐藤一子により 1970 年代以降の各地

域での文化運動の実践が検討され、「文化的権利」の法概念が提示されている(佐藤『文化協同の時代』青木書店、1989)。「文化的権利」の概念は、2001年に制定された文化芸術振興基本法に「生まれながらの権利」として位置づけられ、小林真理によっても理論的検討がなされている(小林『文化権の確立をめざして』勁草書房、2004)。

しかし、文化芸術振興基本法においては文化的権利の概念の掘り下げが不十分という指摘があるほか、文化振興条例等で市民の文化的権利を謳った自治体は多くない。また、文化行政の進展は、社会教育行政の後退とほぼ並行して展開している。文化政策における教育の視点は、アウトリーチ活動への注目にみられるように、1990年代後半以降ようやくその重要性が認められつつあるが、市民の創造性を権利として保障し、どう育むかという教育の視点はいまだ不十分であり、現代的課題であるといえる。

一方イギリスでは、1970年代以降、伝統的な芸術の形式に囚われないコミュニティ・アート運動が高まる中、地域における芸術の価値が、アーツ・カウンシル・オブ・グレート・ブリテン(以下アーツ・カウンシル)内で承認され、芸術家と市民の要望を反映しボトムアップ型で各地にアーツセンターが誕生していった。

さらに、キール大学成人教育部教授であったロイ・ショウのアーツ・カウンシル事務局長就任以降、芸術への「アクセス」の保障が文化政策の重要なテーマとされた。ここでの「アクセス」はハード整備のように単に芸術と市民との物理的距離を近づけることだけでなく、芸術的価値の理解と享受という教育の課題として明確に考えられ、アーツ・カウンシル内に教育部門設立という画期的な事実が生まれた。こうしたボトムアップ型の施設建設の流れや、教育セクターと芸術文化セクターとの協働の積極的推進などの点は同時代の日本と異なるが、そこに注目した研究はこれま

でみられない。

また、これらの背景には、先述のロイ・ショウのほか、レイモンド・ウィリアムズ、リチャード・ホガートといった、後にカルチュラル・スタディーズと呼ばれる領域の理論家たちは、自ら成人教育に関わりながら、既成の芸術的価値の伝達という既存の成人教育の枠組みを越え、「文化」概念を問い直していった。すなわち、文化政策、文化理論、文化運動における「文化」概念の問い直し、成人教育の現場で展開され、政策や理論に結実していったのである。この成人教育の意義についても、これまで全く指摘されていない。

先行研究においては、中山夏織『演劇と社会』美学出版、2003や、河島伸子『イギリスの文化政策』(上野征洋編『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社、2002)他の概説があるが、上記の点には注目されていない。また、日本の社会教育研究においてイギリス成人教育は長らく研究の対象となってきたが、芸術文化の観点からの論考はみられない(矢口悦子『イギリス成人教育の思想と制度』新曜社、1998他)。本研究が注目する1970年代を中心にしたイギリス文化政策は、日本の文化政策研究および社会教育研究の両面で見落とされてきた領域である。本研究の視点は、市民の創造性をいかに育み、文化への実質的な意味でのアクセスをどう保障するか、という現代的課題に明確に応える基盤的研究として位置付く。

(2) 応募者のこれまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

応募者はこれまで、日本における市民による芸術活動の実践の質的検討をベースにしながら、文化政策のありかたについて歴史的検討を行ってきた。また、文化創造の場としての文化会館に注目し、その構造について歴史的視点から調査を行ってきた(拙稿「文化に関する行政・施策の展開と現代的課題」畑順・草野滋之編『表現・文化活動の社会教育学』学文社、2007)。

多様な文化的ニーズを有する市民の要求にこたえる文化政策のありかたを考察する際、イギリスの例は示唆に富んでいる。成人教育と芸術というテーマに取り組んでおり、アーツ・カウンシルおよび各地の芸術団体と関係の深いデヴィッド・ジョーンズ氏(元ノッティンガム大学、著書“Adult Education and the cultural Development” London:Routledge,1988 他)の訪問調査(2007年)、日本への招聘講演(2008年、大和日英基金助成による)などの研究成果から、多文化社会に対応し、コミュニティ・アートの支援に積極的に取り組み、教育の視点を導入し、ボトムアップ型のアーツセンターを各地で建設させてきたイギリス文化政策の姿が明らかになってきた(拙稿「イギリスにおけるローカル・アーツセンターの運営 スコットランド An Tobar Arts Centre を中心に」『音楽芸術運営研究』第1号、昭和音楽大学音楽芸術運営研究所、2008年)。以上の経緯から、いま日本においてイギリス文化政策を研究することの現代的意義を確信し、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、1970年代を中心としたイギリス文化政策および成人教育政策を対象に、(1)成人教育における芸術の位置づけ、(2)文化政策と成人教育政策の接近、(3)コミュニティ・アート運動の展開、(4)ローカル・アーツセンターの設立経緯について研究を行う。それにより、文化政策において教育の視点がどのように導入されていたかを明らかにし、現在日本において注目されている文化政策における教育のありかた、さらには日本における文化政策、生涯学習・社会教育政策のありかたに示唆を与えることを目的とする。具体的には以下の通りである。

(1)成人教育政策および実践における芸術の位置づけの変化

労働者への慈恵としての芸術教育(1960年代以前)

カルチュラル・スタディーズの誕生 成人教育の現場における支配文化の問い直し(1960年代以降)

(2)文化政策と教育政策の接近 アーツ・カウンシル教育部門設立を中心に

CEMA の設立と教育普及活動の実践

ロイ・ショウの事務局長就任とアーツ・カウンシル教育部門の設立

「文化の民主化」をめぐるアーツ・カウンシル内の論争とロイ・ショウ以後の文化政策

(3)コミュニティ・アート運動の展開と文化政策への提言

エスニック・マイノリティからの、イギリスにおける白人支配文化への異議申し立て

コミュニティでの実験的な芸術活動“Arts Labs”の生成と展開

コミュニティ・アート運動の担い手による文化政策への提言と文化政策の変革

(4)ローカル・アーツセンターの設立経緯および運営内容

コミュニティ・アート運動を背景とした 1970年代以降の急増の実態

ローカル・アーツセンターの運営内容

3. 研究の方法

本研究は、1970年代イギリスの文化政策に関して、文献調査および現地調査の手法で行う。平成20年度に現地調査を含めた文献収集および読み込みを進め、平成21年度に追加現地調査とまとめを行う。

検討対象としては、デヴィッド・ジョーンズ氏によりすでに提供された、日本で紹介されていない多くの資料を基本とする。さらに、過去のアーツ・カウンシル資料が収蔵されているヴィクトリア&アルバート美術館資料室を訪問調査し、得た資料も含める。

なお、計画が期間内に遂行されるよう、関係者および調査協力者と緊密な連絡体制のもと調査を進めるほか、調査項目別に定期的

に計画が予定通り遂行されているかにつき見直す。また、『科研費ハンドブック 2008 年度版』に基づき、必要な場合は速やかに手続きを行う。

4. 研究成果

(1) 平成 20 年度

平成 20 年度は、本研究に関わる文化政策および社会教育、社会教育に関する基本文献を収集した。計画していた海外調査の代わりに、国内において重点的に資料収集を行うことで、基本的事実の整理に集中し、以下の成果を得た。

カルチュラル・スタディーズの再評価

多領域から注目される「カルチュラル・スタディーズ」の領域に、文化政策および成人教育の視点から新たな光を当てた。レイモンド・ウィリアムズをはじめとするカルチュラル・スタディーズの代表的研究者の多くは、文化に関する再定義を成人教育の実践の中で行ってきた。彼らは思想家であると同時に、文化の定義を問い直す実践家でもあったのである。

1970 年代以降の文化政策の変質

1970 年代の文化政策の改革における文化の定義の変質（従来のハイアートだけでなく、コミュニティ・アートも視野に入れた支援の重点化）は、教育の視点を多く含んでいた。「文化の民主化」を推進したアーツ・カウンシル事務局長を勤めたロイ・ショウは、成人教育の研究者であった。

以上のように、文化政策と成人教育の連関、その背景にあるカルチュラル・スタディーズの思想と実践という、先行研究では十分に注目されなかった視点を浮き彫りにすることができた。

イギリスにおける 1970 年代以降の文化行政の進展過程は、上記の通り制度的にも思想的にも教育の思想を豊かに含んでいた。対照

的に、同時代における日本の文化行政は、教育と文化を制度的にも思想的にも切り分け、教育行政から分離独立する形で進展したため、市民の創造性を育む、あるいは市民の生涯発達を支え、文化的多様性を保障するといった視点が弱いという課題を有する。本研究の課題である 1970 年代イギリスと同時代の日本との比較の視点は、日本の文化政策および社会教育・生涯学習政策の課題を歴史的に浮き彫りにし、今後の同政策のありかたに有益な示唆を与えるものである。

(2) 平成 21 年度

平成 21 年度は、イギリス成人教育政策及び文化政策の検討を行い、イギリス文化政策に関する通史的な理解を得ることができた。

また、そうした基礎調査を踏まえ、12 月にイギリス現地調査を行なった。特にヴィクトリア & アルバート美術館資料室にて、アーツ・カウンシルの公文書閲覧調査を重点的に行なった。その結果、以下の成果を得た。

アーツ・カウンシル内での議論の実証

1970 年代にアーツ・カウンシル内で芸術の教育普及、コミュニティを重視する機運が高まり、「成人教育とアート」という問題領域に関して、各地の大学や団体が集まったの大規模なシンポジウムが開催され、そこに関わった研究者らにより、現在まで続く着実な議論に発展していったプロセスを実証することができた。

劇場・集会施設の機能に関する比較の視野

現地調査で、ロイヤル・アルバートホールなどの劇場・集会施設の調査も行い、すでに実施している日本の多目的ホール（特に日比谷公会堂に注目した）の成立史と比較して考察することができた。それにより、近代市民社会における集会施設の果たした役割、「人が集まることの意味」などについても、当初の計画からさらに発展的に深め、考察するこ

とができた。

こうした日英比較の視点を通して、本研究を単なる外国のケーススタディや単純な彼我の比較にとどめず、(1)文化政策および生涯学習・社会教育政策の充実、(2)民間非営利の学習文化活動の支援、(3)地域社会における公共文化施設の持つ意味など、政策・実践両面において、豊かな市民社会を支えていくための国際的な視野を獲得することができ、きわめて有用な調査となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

新藤浩伸、戦前期における公会堂の機能に関する考察 日比谷公会堂を対象に、文化経済学、査読有、第7巻第1号、2010、pp.41-50

新藤浩伸、公立文化会館をめぐる教育学研究の現状と課題 歴史研究の可能性に注目して、『研究紀要』(昭和音楽大学編・発行)査読有、第28巻、2009、pp.54-62

新藤浩伸、新しい教育法制度下における公民館の可能性、『トリターマ』(東京都公民館連絡協議会研修担当理事編、東京都公民館連絡協議会発行) 査読無、第4号、2009、p.1

[学会発表](計4件)

小林真理、長嶋由紀子、稲木徹、蒲池卓巳、金牡蘭、佐藤良子、佐藤李青(代表)、中村美帆、新藤浩伸、英国のアーツカウンシルは日本の芸術文化政策のモデルとなりうるか? ~『アーツカウンシル50年史』から見たアーツカウンシル運営の現実~、日本文化政策学会 第3回年次研究大会(若手ポスターセッション) 2010

年1月10日、東京藝術大学千住キャンパス

新藤浩伸、日比谷公会堂の催事にみる戦前期公会堂の運営状況に関する考察、日本文化政策学会 第3回年次研究大会、2010年1月10日、東京藝術大学千住キャンパス

新藤浩伸、昭和初期~占領期における公会堂の機能に関する考察 日比谷公会堂を対象に、日本社会教育学会第56回研究大会、2009年9月19日、大東文化大学
新藤浩伸、1970年代における英国アーツ・カウンシルの改革 教育部門設立を中心に、日本社会教育学会第55回研究大会、2008年9月20日、和歌山大学

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

(1) 新聞・雑誌記事

新藤浩伸、日比谷公会堂 80 年が語る公共
ホールの過去と未来、しんぶん赤旗、2009
年 10 月 8 日、第 9 面

新藤浩伸、若者の生きにくさを支える表
現・文化活動、『月刊社会教育』（社会教
育推進全国協議会編、国土社発行）、第
53 巻第 2 号、2009、pp.41-44

(2) アウトリーチ活動等

新藤浩伸、価値創造拠点としての公民館、
国立市公民館交流会、2009 年 11 月 26 日
（市民講座助言者）

新藤浩伸、社会教育法の変遷と今日 市
民の学習・文化活動の公的支援の現代的
意義、東京都公民館連絡協議会新任職
員研修 第 2 回、2008 年 5 月 30 日、東京
都多摩市永山公民館（研修会講師）

6 . 研究組織

(1)研究代表者

新藤 浩伸（SHINDO HIRONOBU）
東京音楽大学音楽学部音楽学科音楽教育
専攻・専任講師
研究者番号：70460269

(2)研究分担者

（ ）

研究者番号：

(3)連携研究者

（ ）

研究者番号：